

平成27年度臨時福祉給付金の支給の準備を進めています

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられたところですが、消費税の引き上げに伴う負担を緩和するため、所得の低い方に「臨時福祉給付金」を支給します。

なお、この給付金は、基準日（平成27年1月1日）時点で下野市に住民登録された方（外国人を含む）が対象です。基準日に市内に住民登録がない方は、住民登録されていた市町村で申請の受付をすることになります。

■支給対象
平成27年度分の住民税が非課税の方
※課税されている方の扶養親族および生活保護の受給者である場合などは除きます。

■支給額
1人につき6,000円
■申請受付スケジュール
支給対象となり得る方には7月頃に通知書を送付予定です。申請期間は8月頃から2月頃までの6か月間を予定しています。詳細につきましては、

順次お知らせします。確定申告または住民税の申告がお済みでない方は申告をお願いいたします。

■振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください!
自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、市役所や警察署（または警察相談専用電話#9110）にご連絡ください。

■問い合わせ先
社会福祉課 ☎(52)1112

認知症サポーター養成講座開催のお知らせ

「認知症サポーター」は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者です。認知症について、学びたい方など、ぜひご参加ください。

■日時 7月1日(水) 午前10時～11時30分
■場所 さらら館研修室
■定員 40名程度
■申し込み・問い合わせ先
・高齢福祉課 ☎(52)1115
・地域包括支援センターみなみかわち ☎(44)3002

こども医療費助成の現物給付の対象年齢を拡大します

平成27年7月診療分から、県内医療機関等での現物給付の対象を中学3年生修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）まで拡大します。

助成制度の変更に伴い、小学生・中学生のお子様へ新しい受給資格者証をお送りします（発送は6月下旬発送予定）。現在お持ちの受給資格者証は7月以降返却または破棄してください。

※未就学のお子様は、現在お持ちの受給資格者証を継続してご利用ください。今後小学校へ入学されるお子様へは、入学前（3月下旬）に受給資格者証を送付します。

■助成の流れ
○現物給付
県内の医療機関等を受診する場合、「こども医療費受給資格者証」及び「お子様の健康保険証」を提示することで、窓口での入院・通院・調剤にかかる保険診療分の負担金について支払いがなくなります。

○償還払い
県外の医療機関等を受診する場合や、小学生以上のお子様の県内の一部医療機関での受診（整骨院、接骨院での柔道整復関係等）の場合は、医療機関等の窓口で保険診療分の負担金をお支払いいただき、診療月の翌月から1年以内に市に「こども医療費助成申請書」を提出してください。

■注意点
① 「こども医療費受給資格者証」及び「お子様の健康保険証」を提示しない場合、現物給付を受けることができません。保険診療分の負担金を支払った場合は、償還払いの申請をしてください。

② 重度心身障がい者医療費助成またはひとり親家庭医療費助成の対象となっている中学生以下のお子様についても、こども医療費が優先され、前記助成の流れのとおりとなります。

③ 制度の拡大で現物給付の対象となる方の平成27年6月以前の診療分については、従来どおり申請期間内に償還払いの申請をしてください。

④ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する災

害共済制度に該当するけがや疾病については、共済制度が優先となりますので、現物給付の対象とはなりません。

■制度の変更点

対象区分	受給資格者証の色	6月までの診療分		7月までの診療分	
		県内	県外	県内	県外
未就学児	ピンク	現物給付	償還払い	現物給付	償還払い
小学生 中学生	ベージュ	償還払い			

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(52)1112